令和７年度（2025 年度）北海道サービス管理責任者研修
北海道児童発達支援管理責任者研修　募集要項

株式会社さくらコミュニティサービス

１　研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

２　受講資格　（ 別紙１１、 別紙１２、別紙１３、別紙１４、別紙１５、別紙１６ ）

下記、「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として該当する者。

【サービス管理責任者**基礎**研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、サービス管理責任者として必要な実務経験（別紙１１参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が２年以内の者。

【サービス管理責任者**実践**研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）においてサービス管理責任者として従事しようとする者であって、上記サービス管理責任者基礎研修及び相談支援従事者研修（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け研修）を受講し、かつ両研修受講より実務経験2年を経過した者。

〔一定要件を満たす場合は、例外的に６ケ月以上の期間で受講可能〕

【サービス管理責任者**更新**研修】

ア）サービス管理責任者実践研修又はサービス管理責任者更新研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者。又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

イ）更新研修受講開始日前５年間において（ア）の業務に通算２年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者。

【児童発達支援管理責任者**基礎**研修】

児童福祉法に規定する北海道内の指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児入所施設等」という。）において児童発達支援管理責任者として配置しようとする者であって、児童発達支援管理責任者として必要な実務経験（別紙１２参照）を満たす者及び実務経験を満たすまでの期間が２年以内の者。

【児童発達支援管理責任者**実践**研修】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する北海道内の指定障害福祉サービス事業所（開設予定を含む）において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者であって、上記児童発達管理責任者基礎研修及び相談支援従事者研修【サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者向け研修】を受講し、かつ両研修受講より実務経験2年を経過した者。

〔一定要件を満たす場合は、例外的に６ケ月以上の期間で受講可能〕

【児童発達支援管理責任者**更新**研修】

ア）児童発達支援管理責任者実践研修又は児童発達支援管理責任者更新研修を修了後、指定障害福祉サービス事業所等若しくは障害児入所施設等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくは管理者として従事している者。又は指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所若しくは指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとする者。

イ）更新研修受講開始日前５年間において（ア）の業務に通算２年以上従事していた者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事している者または従事しようとする者。

3　申込期間・研修日程・開催場所

| 日程区分 | 研修種別 | 申込期間 | 講義日程（eラーニング） | 演習日程 | | 定員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 開催日程 | 開催場所 | |
| 4月日程 | **実践**研修① | 3月20日(木)～4月 7日(月) | 4月18日(金)～4月23日(水) | 4月24日(木)～25日(金) | オンライン | 60名 |
| 5月日程 | **基礎**研修① | 3月25日(火)～4月15日(火) | 5月 3日(土)～5月16日(金) | 5月19日(月)～20日(火) | 札幌市産業振興センター | 50名 |
| 7月日程 | **実践**研修② | 5月25日(日)～6月20日(金) | 7月11日(金)～7月18日(金) | 7月29日(火)～30日(水) | 札幌市産業振興センター | 50名 |
| 8月日程 | **基礎**研修② | 6月23日(月)～7月22日(火) | 8月 9日(土)～8月19日(火) | 8月21日(木)～22日(金) | オンライン | 60名 |
| 10月日程 | **更新**研修① | 9月 1日(月)～9月30日(火) | 10月15日(水)～10月19日(日) | 10月20日(月)～21日(火) | 日本福祉アカデミー | 30名 |
| 11月日程 | **基礎**研修③ | 10月 1日(水)～10月26日(日) | 11月 8日(土)～11月18日(火) | 11月20日(木)～21日(金) | 札幌市産業振興センター | 50名 |
| 12月日程 | **実践**研修③ | 10月27日(月)～11月20日(木) | 12月10日(水)～12月14日(日) | 12月15日(月)～16日(火) | 札幌市産業振興センター | 50名 |
| 2月日程 | **基礎**研修④ **サビ管** | 12月15日(月)～1月25日(木) | 2月 9日(月)～2月17日(火) | 2月19日(木)～20日(金) | オンライン | 50名 |
| | **基礎**研修④ **児発管** | | | 2月24日(火)～25日(水) | オンライン | 50名 |
| 3月日程 | **実践**研修④ | 1月30日(金)～2月23日(月) | 3月11日(水)～3月15日(日) | 3月16日(月)～17日(火) | オンライン | 60名 |

※各日程の定員は、「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」の合計です。(2月日程を除く)

※令和８年２月日程「サービス管理責任者」「児童発達支援管理責任者」の演習日程は別日です。

4　研修カリキュラム

『サービス管理責任者』**基礎研修**

別紙１の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕　受講方法：　e ラーニング　期間 :14日間程度

〔演習〕　受講方法：集合研修またはオンライン　　期間 ： ２日間

『児童発達支援管理責任者』**基礎研修**

別紙４の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕　受講方法：　e ラーニング　期間 :14日間程度

〔演習〕　受講方法：集合研修またはオンライン　　期間 ： ２日間

『サービス管理責任者』**実践研修**

別紙２の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕　受講方法：　e ラーニング　期間 ： ３日間程度

〔演習〕　受講方法：集合研修またはオンライン　　期間：２日間

『児童発達支援管理責任者』**実践研修**

別紙５の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記の通り実施する

〔講義〕　受講方法：　e ラーニング　期間：３日間程度

〔演習〕　受講方法：集合研修またはオンライン　　期間：２日間

『サービス管理責任者』**更新研修**

別紙３の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記通り実施する

〔講義〕　受講方法：　e ラーニング　期間：３日間程度

〔演習〕　受講方法：集合研修またはオンライン　　期間：２日間

『児童発達支援管理責任者』**更新研修**

別紙６の研修内容（カリキュラム）に基づき、下記通り実施する

〔講義〕　受講方法：　e ラーニング　期間：３日間程度

〔演習〕　受講方法：集合研修またはオンライン　　期間：２日間

5　講師

講師については、別紙１７参照

6　シラバス

研修シラバスは、弊社ホームページに掲載する。

株式会社さくらコミュニティサービス　日本福祉アカデミー

URL　https://www.nihonfukushi-academy.com/

7　研修修了の認定方法・欠席の取扱い

研修修了の認定は、以下の研修内容を全て受講及び出席したものとする

・講義（e-ラーニングにおける講義受講+確認用テスト実施）

・演習（集合研修2日間の受講+習熟度チェック及び研修アンケートの提出）

※講義、演習に関する留意事項

◎講義（eラーニング）

・視聴可能なパソコン、インターネット回線により、講義日程期間で受講をする。

・受講（視聴）状況は、弊社システムにて確認します。講義日程期間内に受講完了できない場合は、演習（集合研修）に参加することが出来ないことと、受講を中止することとする。

〇演習（集合研修）

・遅刻・欠席等受付時間までに来場できない場合は、決定通知書に記載の連絡先に連絡すること。

・欠席の場合は、当該研修日程の修了を不可とする。欠席者を対象とした補講開催はなく、途中退席の場合も同様で欠席扱いとし、修了できないものとする。

・体調管理は各自管理の上、参加すること。演習はグループワークが中心となるため、研修中の感

染予防対策の案内に沿って受講すること。また、会場までの交通費及び宿泊費等の負担並びに手配については、各自又は各所属法人・事業所での負担とする。会場には公共交通機関利用での移動を推奨する。

〇演習（オンライン研修）

・遅刻・欠席等開始時間までにオンライン接続できない場合は、決定通知書に記載の連絡先に連絡すること。

・欠席の場合は、当該研修日程の修了を不可とする。欠席者を対象とした補講開催はなく、途中退席の場合も同様で欠席扱いとし、修了できないものとする。

・事前に案内する受講番号などを必ず氏名と併せて表示して参加すること。演習はグループワークが中心となるため、研修中の画像・音声については案内に沿って受講すること。また、オンライン接続に関する環境については、各自又は各所属法人・事業所での手配負担とする。

8　申込方法

弊社ホームページの研修申込ページにアクセスし、必要事項を入力の上送信する（申込期間厳守）

URL https://www.nihonfukushi-academy.com/app/

※申込期限内のみ受付とする

※必要事項を全て入力すること

※入力された情報に不備又は入力内容に矛盾がある場合は、申込を受付不可とする

※研修資料は、メールにて送付するため、受講者本人が確実に受領できるメールアドレスを入力してください

※オンライン開催に申込をする者は、顔写真付き身分証明書の提出が必要です

9　受講決定通知について

・受講者の選考については、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と協議の上、申込者のサービス管理責任者等としての配置予定時期等を考慮して行い、当法人により受講可否を通知する（受講決定者には通知発送予定日に郵送の他、受講準備に関してご連絡する）

・申込受付期間内に申込のあった全ての方へ受講可否を通知し、通知発送予定日まで電話等による受講可否の問い合せには回答しないこととする。なお通知発送予定日を５日以上過ぎても受講可否の通知が届かない場合は、事務局まで問い合わせすること。

・申込内容に虚偽があると認められた場合は、受講決定後であっても受講決定を取り消すことがある。

１０　修了証

本研修を修了した者には、修了証を交付する。（再発行は行いません）

１１　受講料、テキスト代金

○基礎研修　　２２，０００円
　テキスト代金　　３，５２０円（税込）　　合計　２５，５２０円（税込）
○実践研修　　２２，０００円
　テキスト代金　　３，５２０円（税込）　　合計　２５，５２０円（税込）
○更新研修　　２２，０００円
　テキスト代金　　３，５２０円（税込）　　合計　２５，５２０円（税込）

受講決定者には、受講決定通知書と振込先をご案内する。
（振込手数料は受講者負担とする。また受講料・テキスト代金の領収書は振込明細書とする）
研修開始日の10日前から当日までのキャンセルは返金を行いません。
※返金については、当社の都合により研修を中止した場合に限り受講料を返還する。

１２　その他
新型コロナウイルス感染症等の影響により、北海道と協議の上、開催の中止又は日程の延期もしくは、実施方法・募集人数の変更等となる場合がある。
　上記、感染症による影響以外で受講申込者が少数の場合も同様に、北海道と協議の上、開催の中止又は日程の延期若しくは、実施方法の変更などとなる場合がある。

（お問合せ先）
株式会社さくらコミュニティサービス　日本福祉アカデミー
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修　事務局
〒001-0040 北海道札幌市北区北４０条西４丁目２－７
TEL：011－708-8294　E-mail：　info@nihonfukushi-academy.com

本要綱は、令和７年４月１日より施行
本要綱は、令和７年５月１９日に改正施行

（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所等の指定に関する問い合わせ）

各総合振興局（振興局）保健環境部社会福祉課事業指導係

※札幌市内・旭川市内・函館市内に関しては各市役所

札幌市内：札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 011-211-2938
旭川市内：旭川市福祉保険部指導監査課　障害担当　0166-25-9849
函館市内：函館市保健福祉部指導監査課 障害等担当　0138-21-3925

空知総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0126-20-0109
石狩振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　011-204-5864
後志総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0136-23-1936
胆振総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0143-24-9841
日高振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0146-22-2559
渡島総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0138-47-9536
檜山振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0139-52-6650
上川総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0166-46-4982
留萌振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0162-33-2985
オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0155-27-8518
釧路総合振興局保健環境部社会福祉事業指導係　0154-43-9254
根室振興局保健環境部社会福祉課事業指導係　0153-23-6915

**別紙１**

令和７年度　サービス管理責任者　基礎研修カリキュラム

※演習は、１日目 10:00～16:45　２日目 13:30～16:40 予定となります。

| | 科目 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|
| サービス管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義 | サービス提供の基本的な考え方 | サービス提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ＩＣＦの視点、現実的な支援計画に基づくサービス提供、連携の必要性等について理解する。 | ６０分 |
| | サービス提供のプロセス | ＰＤＣＡサイクルによるサービス内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。 | ９０分 |
| | サービス等利用計画と個別支援計画の関係 | サービス等利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点がサービス等、利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。また、サービス等利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内サービスに重点を置いた計画であることを理解する。 | ９０分 |
| | サービス提供における利用者主体のアセスメント | サービス提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障がい種別や各ライフステージ、各サービスにおいて留意すべき視点について理解する。 | １５０分 |
| | 個別支援計画作成のポイントと作成手順 | 個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングスの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。 | ６０分 |
| サービス提供プロセスの管理に関する演習 | 個別支援計画の作成 | モデル事例を活用したグループワークにより、サービス等利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。 | ３１５分 |
| | 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法 | モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。 | １８０分 |

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙２

令和７年度　サービス管理責任者　実践研修カリキュラム

※演習は、１日目 9:30～16:40 ２日目 9:30～16:50 予定となります。

| | | 科目 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|---|
| Eラーニング | 障がい福祉の動向に関する講義 | 障がい福祉背策の最新の動向 | 障がい者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 | ６０分 |
| | 多職種及び地域連携に関する講義 | サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理） | 多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。 | ５０分 |
| | | （自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み | （自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。<br>サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。 | ５０分 |
| 演習 | サービス提供に関する講義及び演習 | モニタリングの方法（講義・演習） | 事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。<br>事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。 | １２０分 |
| | | 個別支援会議の運営方法（講義・演習） | ・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。<br>・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。<br>・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。 | ２７０分 |
| | 人材育成の手法に関する講義及び演習 | サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習） | サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。<br>講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等に | ９０分 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | より振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。 | |
| | | 実地教育としての事例検討会の進め方 | 事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。<br>受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。 | １２０分 |
| | 多職種及び地域連携に関する講義及び演習 | サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習） | サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。 | １１０分 |

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙３

令和７年度　サービス管理責任者　更新研修カリキュラム

※演習は、１日目 9:20～16:45　２日目 9:20～16:40 予定となります。

| | | 科目 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|---|
| 動画視聴 | 障がい福祉の動向に関する講義 | 障がい福祉背策の最新の動向 | 障がい者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 | ６０分 |
| 演習 | サービス提供の自己検証に関する演習 | 事業者としての自己検証（演習） | グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。 | ９０分 |
| | | サービス管理責任者としての自己検証（演習） | サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。 | １２０分 |
| | | 関係機関との連携(演習) | 関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援）協議会の役割を再認識する。 | ９０分 |
| | サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 | サービス管理責任者等としてのスーパービジョン（講義） | サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。 | １８０分 |
| | | 事例検討のスーパービジョン（演習） | 事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。 | ６０分 |
| | | サービス提供職員等へのスーパービジョン（演習） | 事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。 | １２０分 |
| | | 研修のまとめ（演習） | 研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。 | ６０分 |

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

**別紙４**

令和７年度　児童発達支援管理責任者　基礎研修カリキュラム

※演習は、１日目 10:00～16:45　２日目 13:30～16:40 予定となります。

| | 科目 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|
| 児童発達支援管理責任者の基本姿勢と支援提供のプロセスに関する講義 | 支援提供の基本的な考え方 | 支援提供の基本的な考え方として、利用者主体の視点、自立支援の視点、エンパワメントの視点、ＩＣＦの視点、現実的な支援計画に基づく支援提供、連携の必要性等について理解する。 | ６０分 |
| | 支援提供のプロセス | ＰＤＣＡサイクルによる支援内容を確認することの重要性とその方法、個別支援計画の意義を理解する。 | ９０分 |
| | 障害児支援利用計画と個別支援計画の関係 | 障害児支援利用計画における総合的な援助方針を導き出すプロセスを理解し、個別支援計画の出発点が障害児支援利用計画の総合的な援助方針であることを認識する。<br>また、障害児支援利用計画が生活全体の範囲に及び、個別支援計画が生活全体をイメージしながらも事業所内支援に重点を置いた計画であることを理解する。 | ９０分 |
| | 支援提供における利用者主体のアセスメント | 支援提供における利用者を主体としたアセスメントの考え方やその手法について理解する。また、障害種別や各ライフステージ、児童発達支援等において留意すべき視点について理解する | １５０分 |
| | 個別支援計画作成のポイントと作成手順 | 個別支援計画の作成におけるポイントと手順についての事例等を活用し、作成の視点がリスクマネジメントのみに陥らないように、エンパワメントの視点やストレングの活用について理解するとともに、作成の手順を習得する。 | ６０分 |
| 支援提供プロセスの管理に関する演習 | 個別支援計画の作成 | モデル事例を活用したグループワークにより、障害児支援利用計画に示される総合的な援助方針、長期目標及び短期目標を踏まえて、個別支援計画の支援内容、担当者、連携の頻度等について検討する。それに基づき、支援目標、支援内容を設定し、個別支援計画を作成する。 | ３１５分 |
| | 個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法 | モデル事例を活用したグループワークにより、事業者が提供している支援のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、視点・目的・手法等を理解する。 | １８０分 |

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙５

令和７年度　児童発達支援管理責任者　実践研修カリキュラム

※演習は、１日目 9:30～16:40 ２日目 9:30～16:50　予定となります。

| | | 科目 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|---|
| Eラーニング | 児童福祉の動向に関する講義 | 児童福祉背策の最新の動向 | 児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 | ６０分 |
| | 多職種及び地域連携に関する講義 | サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理） | 多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割（相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法）について理解する。 | ５０分 |
| | | （自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取り組み | （自立支援）協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。<br>児童発達支援管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための（自立支援）協議会の活用について実践報告等により学ぶ。 | ５０分 |
| 演習 | サービス提供に関する講義及び演習 | モニタリングの方法（講義・演習） | 事業所のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。<br>事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。 | １２０分 |
| | | 実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習） | ・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項（個別支援計画作成時、モニタリング時）等について講義により理解する。<br>・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、児童発達支援管理責任者等としての説明能力を獲得する。<br>・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議における児童発達支援管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。 | ２７０分 |
| | 人材育成の手法に関する講義及び演習 | 支援提供職員への助言・指導について（講義・演習） | 支援提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。<br>講義を踏まえて、受講者が事業所において実施して | ９０分 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | いる助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。 | |
| | | 実地教育としての事例検討会の進め方 | 事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。<br>受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。 | １２０分 |
| | 多職種及び地域連携に関する講義及び演習 | サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習） | ・サービス担当者会議や（自立支援）協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。 | １１０分 |

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

**別紙６**

令和７年度　児童発達支援管理責任者　更新研修カリキュラム

※演習は、１日目 9:20～16:45　２日目 9:20～16:40 予定となります。

| | | 科目 | 内容 | 時間数 |
|---|---|---|---|---|
| 動画視聴 | 障がい福祉の動向に関する講義 | 児童福祉施策の最新の動向 | 児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 | ６０分 |
| 演習 | サービス提供の自己検証に関する演習 | 事業者としての自己検証（演習） | グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。 | ９０分 |
| | | 児童発達支援管理責任者としての自己検証（演習） | 児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。 | １２０分 |
| | | 関係機関との連携(演習) | 関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、(自立支援）協議会の役割を再認識する。 | ９０分 |
| | サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 | 児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョン（講義） | 児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。 | １８０分 |
| | | 事例検討のスーパービジョン（演習） | 事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。 | ６０分 |
| | | 支援提供職員等へのスーパービジョン（演習） | 事例を通じて児童発達支援管理責任者として支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。 | １２０分 |
| | | 研修のまとめ（演習） | 研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめを行う。 | ６０分 |

※上記時間は、受付時間からオリエンテーション等を含まないものとする。

※上記のカリキュラムの時間割が変更する場合があります。

別紙７（サービス管理責任者 実務経験要件）

**サービス管理責任者の要件となる実務経験**について、申込書中①～④の定義は次のとおり

「① 相談支援業務に従事」
　→下記Ⅰの期間の通算で、要件は５年以上
「② 直接支援業務（有資格）に従事」
　→下記Ⅱの期間の通算で、要件は５年以上

①と②は合算可能。
要件は５年以上

「③ 直接支援業務（資格なし）に従事」
　→下記Ⅲの期間が通算で、要件は８年以上
「④ 国家資格等３年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
　→下記Ⅳの業務経験が３年以上あり、ⅠからⅢまでの期間が通算で、要件は３年以上
（以下「実務経験者」という）

## Ⅰ

次の①から⑥までに掲げる者が、
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「**相談支援の業務**」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項及び第７８条第１項に規定する**地域生活支援事業**
・改正前の児童福祉法第６条の２第１項に規定する**障害児相談支援事業**
・改正前の身体障害者福祉法第４条の２第１項に規定する**身体障害者相談支援事業**
・改正前の知的障害者福祉法第４条に規定する**知的障害者相談支援事業**
・その他これらに準ずる事業
**の従事者**

② ・児童福祉法第１２条第１項に規定する**児童相談所**
・身体障害者福祉法第１１条第２項に規定する**身体障害者更生相談所**
・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５０条の２第１項に規定する**精神障害者社会復帰施設**
・知的障害者福祉法第１２条第２項に規定する**知的障害者更生相談所**
・社会福祉法第１４条第１項に規定する**福祉に関する事務所**
・発達障害者支援法第１４条第１項に規定する**発達障害者支援センター**
・その他これらに準ずる施設
**の従業者又はこれに準ずる者**

③ ・**障害者支援施設**
・児童福祉法第７条第１項に規定する**障害児入所施設**
・老人福祉法第５条の３に規定する**老人福祉施設**
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する**精神保健福祉センター**
・生活保護法第３８条第２項に規定する**救護施設**及び同条第３項に規定する**更生施設**
・介護保険法第８条第２８項に規定する**介護老人保健施設**及び同条第２９項に規定する**介護医療院**、同法第１１５条の４６第１項に規定する**地域包括支援センター**

・その他これらに準ずる施設

**の従業者又はこれに準ずる者**

④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条第１項に規定する**障害者職業センター**

・同法第２７条第２項に規定する**障害者就業・生活支援センター**

・その他これらに準ずる施設

**の従業者又はこれに準ずる者**

⑤ ・特別支援学校

・その他これらに準ずる機関

**の従業者又はこれに準ずる者**

⑥ ・健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所

**の従業者又はこれに準ずる者**

（社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅳに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が１年以上の者に限る）

**Ⅱ**

次の①から⑤までに掲げる者であって、

・社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、

・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、

・児童福祉法第１８条の４に規定する保育士、

・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第４３条第１項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの、

・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第１７条第２項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)

が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下**「直接支援の業務」**という。)に従事した期間

① 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

② 障害福祉サービス事業、児童福祉法第６条の２の２第１項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

③ 健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第８９条第１項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条第１項に規定する子会社（特例子会社）、同法第４９条第１項

第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者
⑤ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

**III**

Ⅱの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

**IV**

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士
社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、
その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注）ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。
例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

**別紙８**（児童発達支援管理責任者 実務経験要件）

**児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験**について、申込書中⑤～⑧の定義は次のとおり

「⑤ 相談支援業務に従事」
→下記Ⅰの期間の通算で、５年以上かつ
当該期間からⅢの期間を除いた期間が、３年以上

「⑥ 直接支援業務（有資格）に従事」
→下記Ⅱの期間の通算で、５年以上かつ
当該期間からⅢの期間を除いた期間が、３年以上

⑤と⑥は合算可能
ⅠとⅡの期間通算で５年以上
かつⅢを除いた期間３年以上

「⑦ 直接支援業務（資格なし）に従事」
→下記Ⅳの期間が通算で、８年以上かつ当該期間からⅤの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上

「⑧ 国家資格等５年経験者であり相談業務、直接支援業務に従事」
→下記Ⅵの業務経験が５年以上あり、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳの期間を通算した期間が通算で、３年以上かつ当該機関からⅢ及びⅤの期間を通算した期間を除いた期間が３年以上

（以下「実務経験者」という）

**Ⅰ**

次の①から⑥までに掲げる者が、

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童福祉法第４条第１項に規定する児童（以下「児童」という。）の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「**相談支援の業務**」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

① ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第７７条第１項及び第７８条第１項に規定する**地域生活支援事業**
・改正前の児童福祉法第６条の２第１項に規定する**障害児相談支援事業**
・改正前の身体障害者福祉法第４条の２第１項に規定する**身体障害者相談支援事業**
・改正前の知的障害者福祉法第４条に規定する**知的障害者相談支援事業**
・その他これらに準ずる事業
**の従事者**

② ・**児童相談所**
・児童福祉法第４４条の２第１項に規定する**児童家庭支援センター**
・身体障害者福祉法第１１条第２項に規定する**身体障害者更生相談所**
・改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５０条の２第１項に規定する**精神障害者社会復帰施設**
・知的障害者福祉法第１２条第２項に規定する**知的障害者更生相談所**
・社会福祉法第１４条第１項に規定する**福祉に関する事務所**
・発達障害者支援法第１４条第１項に規定する**発達障害者支援センター**
・その他これらに準ずる施設
**の従業者又はこれに準ずる者**

③ ・**障害児入所施設**
・児童福祉法第３７条に規定する**乳児院**
・児童福祉法第４１条に規定する**児童養護施設**
・児童福祉法第４３条の２に規定する**児童心理治療施設**
・児童福祉法第４４条に規定する**児童自立支援施設**
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１項に規定する**障害者支援施設**
・老人福祉法第５条の３に規定する**老人福祉施設**
・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第６条第１項に規定する**精神保健福祉センター**
・生活保護法第３８条第２項に規定する**救護施設**及び同条第３項に規定する**更生施設**
・介護保険法第８条第２８項に規定する**介護老人保健施設**及び同条第２９項に規定する**介護医療院**、同法第１１５条の４６第１項に規定する**地域包括支援センター**
・その他これらに準ずる施設
**の従業者又はこれに準ずる者**

④ ・障害者の雇用の促進等に関する法律第１９条第１項に規定する**障害者職業センター**
・同法第２７条第２項に規定する**障害者就業・生活支援センター**
・その他これらに準ずる施設
**の従業者又はこれに準ずる者**

⑤ ・学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）
・その他これらに準ずる機関
**の従業者又はこれに準ずる者**

⑥ ・健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所
**の従業者又はこれに準ずる者**

（社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、Ⅵに掲げる資格を有する者並びに①から⑤までに掲げる従事者及び従業者としての期間が１年以上の者に限る）

## Ⅱ

次の①から⑤までに掲げる者であって、
・社会福祉法第１９条第１項（社会福祉主事）各号のいずれかに該当するもの、
・相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、
・児童福祉法第１８条の４に規定する保育士、
・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第４３条第１項（児童指導員）各号のいずれかに該当するもの
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第１７条第２項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)
が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排

せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下**「直接支援の業務」**という。)に従事した期間

① 障害児入所施設、児童福祉法第３６条に規定する助産施設、乳児院、同法第３８条に規定する母子生活支援施設、同法第３９条第１条に規定する保育所、同法第３９条の２第１項に規定する幼保連携型認定こども園、同法第４０条に規定する児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

② 障害児通所支援事業、同法第６条の３第１項に規定する児童自立生活援助事業、同条第２項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第３項に規定する子育て短期支援事業、同条第４項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、同条第５項に規定する養育支援訪問事業、同条第６項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第７項に規定する一時預かり事業、同条第８項に規定する小規模住居型児童養育事業、同条第９項に規定する家庭的保育事業、同条第１０項に規定する小規模保育事業、同条第１１項に規定する居宅訪問型保育事業、同条第１２条に規定する事業所内保育事業、同条第１３項に規定する病児保育事業並びに同条第１４条に規定する子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉法第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

③ 健康保険法第６３条第３項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第８９条第１項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

④ 障害者の雇用の促進等に関する法律第４４条第１項に規定する子会社（特例子会社）、同法第４９条第１項第６号に規定する助成金の支給を受けた事業所（助成金受給事業所）その他これらに準ずる施設の従業者

⑤ 学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

**III**

老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間及び老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等であるものが、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

**IV**

IIの①から⑤までに掲げる者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間**

**V**

老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これに準ずる事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ず

る施設の従業者であって、**社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間を合算した期間**

Ⅵ

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士
社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

注）ここで、１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。
例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

**別紙９**　基礎研修の受講対象者

以下のア又はイに該当する者であって、北海道内の指定障害福祉サービス事業又は指定障害児通所・入所支援事業所（開設予定含む）にて「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者

（ただし、定員に満たず追加募集する場合は道外の指定障害福祉サービス事業所からの受講者も対象とする）

ア．「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として必要な実務経験を満たす者

イ．「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として必要な実務経験を満たすまでの期間が２年以内の者

**サービス管理責任者の要件となる実務経験（別紙１１参照）　及び、基礎研修受講の要件**

| | 実務経験の内容 | 配置要件(ア) | 基礎研修受講要件(イ) |
|---|---|---|---|
| ① | 相談支援業務に従事 | ５年以上 | ３年以上 |
| ② | 直接支援業務（有資格者）に従事 | ５年以上 | ３年以上 |
| ③ | 直接支援業務（資格なし）に従事 | ８年以上 | ６年以上 |
| ④ | 国家資格等３年経験者であり相談支援業務、直接支援業務に従事 | ３年以上 | １年以上 |

※詳細は別紙３又は「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18 年9月29 日 厚生労働省告示第544 号)」参照

**児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験（別紙１２参照）　及び、基礎研修受講の要**件

| | 実務経験の内容 | 配置要件(ア) | 基礎研修受講要件(イ) |
|---|---|---|---|
| ① | 相談支援業務に従事 | ５年以上(うち３年以上) | ３年以上(うち１年以上) |
| ② | 直接支援業務（有資格者）に従事 | ５年以上(うち３年以上) | ３年以上(うち１年以上) |
| ③ | 直接支援業務（資格なし）に従事 | ８年以上(うち３年以上) | ６年以上(うち１年以上) |
| ④ | 国家資格等３年経験者であり相談支援業務、直接支援業務に従事 | ３年以上(うち３年以上) | １年以上(うち１年以上) |

※ア及びイの「（うち○年）」は、老人福祉施設等での実務経験を除いた年数

※「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24 年3 月30日厚生労働省告示第230 号)」参照

**実務経験の考え方**

・実務経験は、受講しようとする基礎研修の研修開始前月末までの期間を記載。

・１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が１年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり１８０日以上であることをいうものとする。

例えば、５年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が５年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が９００日以上であることをいう。

別紙１０　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者　受講の考え方

# サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

2023.9.21　北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課作成

## 現研修体系の取扱い

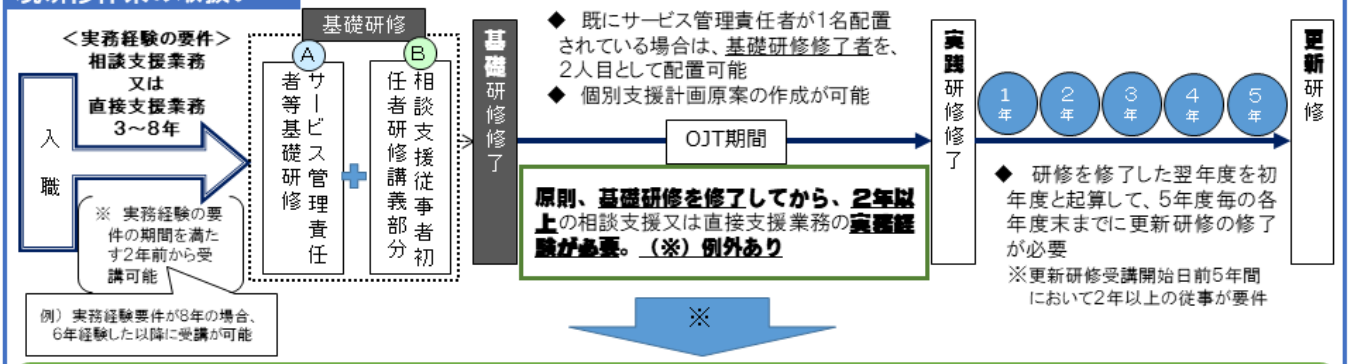


**※OJT６月以上で実践研修を受講する場合の要件**

◆次の①～③**の全ての要件を満たす**必要があります。

① 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う（原則、OJT開始前に届出）。

**「変更届出書」を届出するケース**

・やむを得ない事由による人員の欠如時以降、サービス管理責任者等として**みなし配置**する場合

・既にサービス管理責任者等が1名以上配置され、基礎研修修了者を、**2人目以上のサービス管理責任者等として配置**する場合

**「個別支援計画原案作成従事者届出書」を届出するケース**

・基礎研修修了者が**生活支援員等として配置されたまま**、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合。
（生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案作成の業務に従事する場合）

## ※　留意事項

■ 基礎研修修了者とは、「Ⓐ:サービス管理責任者等基礎研修、Ⓑ:相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者」。

■ 基礎研修修了者となった日とは、「Ⓐと Ⓑの修了証の修了日のうち、後に受けた研修の修了日」。

■ OJT（実務経験）期間の計算は、基礎研修修了者となった日の翌日から数える。

例）Ⓐの研修をR5.6.6に修了し、Ⓑの研修をR5.7.12に修了した場合、R5.7.12が「基礎研修修了者となった日」となる。
OJTの開始はR5.7.13から可能であり、その場合は、R7.7.12以降に実践研修が受講可能となる。

■ 実務経験や研修受講要件等を満たさずに研修を修了した場合は、研修の修了を無効とする。

別紙１１

（参考）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る必要な研修の要件について

※基礎研修受講者とは「相談支援従事者研修初任者研修講義部分」及び「サービス管理責任者等基礎研修」修了者

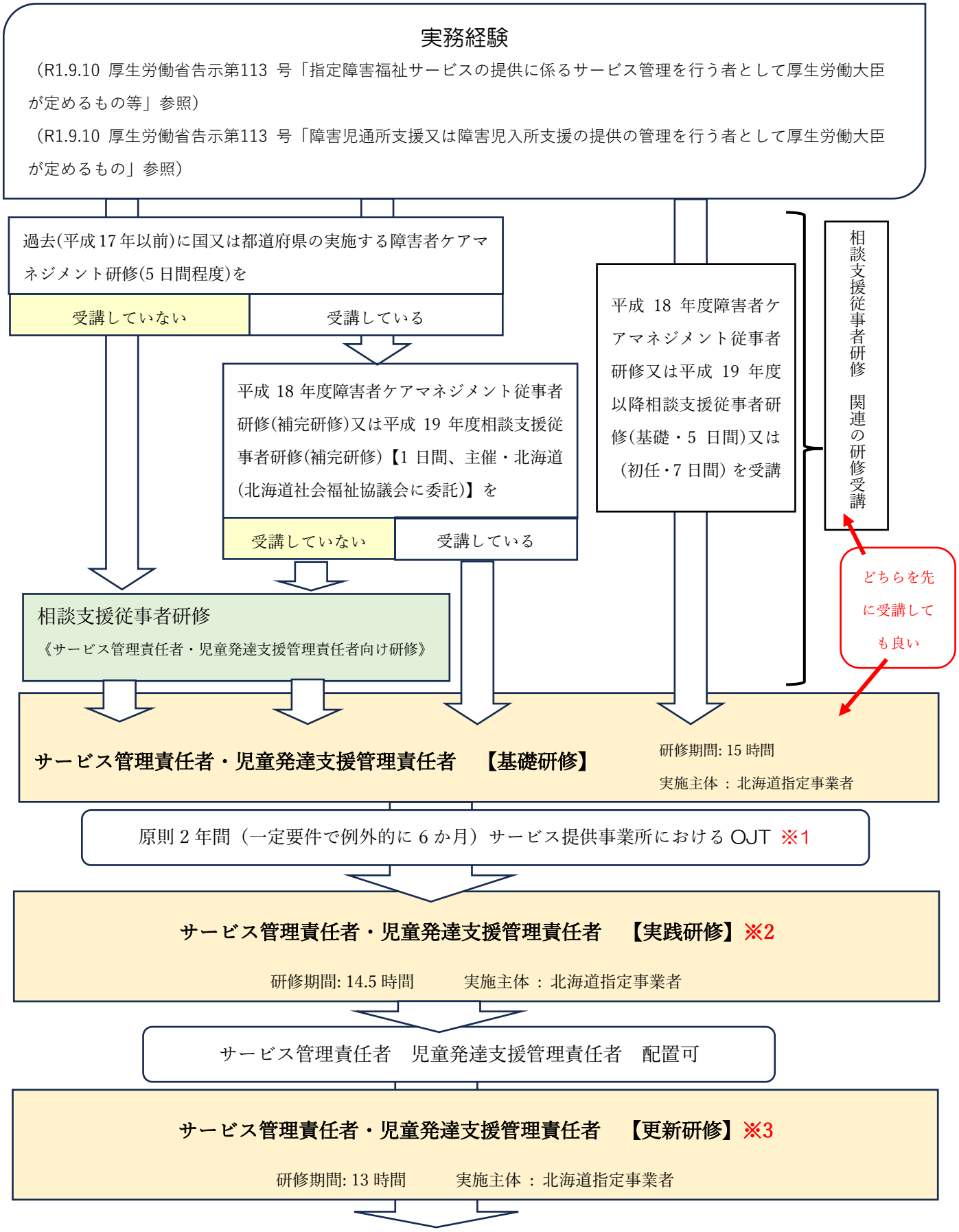

**※1　OJT実施6か月に関する一定要件は以下の内容を全て満たす必要がある。**

- **基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3~8年）を満たしていること。**
- **障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。**
- **上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う（原則はOJT開始前に届出必要）**

**※2　2019～2021 年度の基礎研修受講者は、実務要件が満たされている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす**

**※3　５年に1度受講必須　※2024年から経過措置はありません。**
**〔2019年～2023年は６時間プログラムでも可能でした。〕**

別紙１２

**《令和７年度》　サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修　受講期間確認表**

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには，実践研修（旧体系受講者の場合は初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする５年度ごとの各年度末日までに，更新研修を修了する必要があります。
受講期間までに更新研修を修了しなかった場合は，改めて実践研修を修了しなければ，サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。
実践研修（旧体系受講者の場合は初回の更新研修）修了年度別の更新研修受講期間は次のとおりです。

**平成１８年から３０年度〈旧体系〉で修了した場合**

| 初回更新研修修了年度 | ２回目更新研修受講期間 | ３回目更新研修受講期間 | ４回目更新研修受講期間 |
|---|---|---|---|
| 令和　元年度 | 令和２年度～令和６年度 | 令和７年度～令和11年度 | 令和12年度～令和16年度 |
| 令和　２年度 | 令和**３**年度～令和**７**年度 | 令和８年度～令和12年度 | 令和13年度～令和17年度 |
| 令和　３年度 | 令和４年度～令和８年度 | 令和９年度～令和13年度 | 令和14年度～令和18年度 |
| 令和　４年度 | 令和５年度～令和９年度 | 令和10年度～令和14年度 | 令和15年度～令和19年度 |
| 令和　５年度 | 令和６年度～令和10年度 | 令和11年度～令和15年度 | 令和16年度～令和20年度 |

※上記、令和元年に初回更新研修修了し、２回目更新研修を修了していない場合は、実践研修の受講が必要

**令和元年度以降に修了した場合**

| 実践研修　修了年度 | １回目更新研修受講期間 | ２回目更新研修受講期間 | ３回目更新研修受講期間 |
|---|---|---|---|
| 令和　３年度 | 令和４年度～令和８年度 | 令和９年度～令和13年度 | 令和14年度～令和18年度 |
| 令和　４年度 | 令和５年度～令和９年度 | 令和10年度～令和14年度 | 令和15年度～令和19年度 |
| 令和　５年度 | 令和６年度～令和10年度 | 令和11年度～令和15年度 | 令和16年度～令和20年度 |
| 令和　６年度 | 令和７年度～令和11年度 | 令和12年度～令和16年度 | 令和17年度～令和21年度 |

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

| | |
|---|---|
| 受講要件 | ①　更新研修受講前５年間に２年以上のサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験がある |
| | ②　現にサービス提供責任者または児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員として従事している |